



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第47回 全国環境美化大会のポスター



KAWASAKI
SDGs
川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和6年3月26日

(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画に係る条例環境影響評価審査書を 公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画に係る
条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画

種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

2 指定開発行為者

名称：株式会社日本触媒 川崎製造所

代表者：執行役員 川崎製造所長 岡 義久

所在地：川崎市川崎区千鳥町 14 番 1 号

3 公告日

令和6年3月26日（火）

4 事業内容等に関する問合せ先

名称：株式会社日本触媒 川崎製造所 環境安全部

住所：川崎市川崎区千鳥町 14 番 1 号

電話：044-288-7328

FAX：044-288-8492

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見
地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話 (044) 200-2156

FAX (044) 200-3921

Mail 30kanhyo@city.kawasaki.jp

(写)

(仮称) 川崎製造所千鳥工場増設計画に
係る条例環境影響評価審査書

令和6年3月

川崎市

はじめに

(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画は、株式会社日本触媒川崎製造所(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区千鳥町5番48号他の約5.2haの区域において、川崎製造所千鳥工場東地区に隣接する工業専用地域内に約3.7haの新たな用地を確保し、新用地に酸化エチレンを原料とする誘導品の製造を行うための施設を増設するとともに、既存用地を含めて緑地等の再整備を行い、川崎製造所千鳥工場東地区の拡張を図るものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和5年10月13日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	4
	(1) 全般的事項.....	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	4
	ア 温室効果ガス.....	4
	イ 大気質.....	4
	ウ 水質.....	4
	エ 土壌汚染.....	4
	オ 騒音.....	4
	カ 振動.....	5
	キ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）.....	5
	ク 緑（緑の質、緑の量）.....	5
	ケ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	5
	コ 安全.....	5
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社日本触媒 川崎製造所

代表者：執行役員 川崎製造所長 岡 義久

住 所：川崎市川崎区千鳥町 14 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎製造所千鳥工場増設計画

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項
に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区千鳥町 5 番 48 号他

区域面積：約 52,312m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

工場の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積 (m ²)		比率 (%)	
建築物	既設 ^{※1}	約 540	約 3,223	約 1.0	約 6.2
	新設 ^{※2}	約 2,683		約 5.2	
緑化地	既設 ^{※1}	約 1,838	約 8,244	約 3.5	約 15.7
	新設 ^{※2}	約 6,406		約 12.2	
生産施設用地	既設 ^{※1}	約 7,955	約 28,011	約 15.2	約 53.5
	新設 ^{※2}	約 20,056		約 38.3	
駐車場・通路等	既設 ^{※1}	約 4,790	約 12,046	約 9.2	約 23.1
	新設 ^{※2}	約 7,256		約 13.9	
その他用地 ^{※3}	新設 ^{※2}	約 788		約 1.5	
合計		約 52,312		100.0	

※1 既存用地内で既存の生産施設等を残す範囲

※2 既存用地の東側の一部と新用地を含む用地内で生産施設等の新設する範囲

※3 その他用地は、メンテナンス機器や資材の置き場及び廃棄物保管場所として利用する。

ウ 建築計画等

項目	内容
建築面積	約 3,223m ² (既設：約 540m ² 、新設：約 2,683m ²)
延床面積	約 4,623m ² (既設：約 654m ² 、新設：約 3,969m ²)
敷地面積	約 52,312m ²
建ぺい率	約 6.2%
容積率	約 8.8%
主な用途	工場及び倉庫等
緑被率	約 15.7%

エ 施設計画

項目		概要	備考
生産の内容		酸化エチレンを原料とした誘導品の製造	—
主な 生産品目	既設	<ul style="list-style-type: none"> ・2-ヒドロキシエチルアクリレート ・ポリオキシアルキレンアルキルエーテル 	—
	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオキシアルキレンアルキルエーテル ・グリセリンアルコキシレート ・アミノアルコール ・ホルマール縮合物 	—
生産能力	既設	約 32,000 t /年	誘導品生産量
	新設	約 65,400 t /年	
従業員数		約 75 人	—
施設運用日数 及び稼働時間		約 330 日/年、24 時間稼働	定期整備期間 約 30 日/年

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、工場の建設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、施設及び計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

イ 大気質

酸化エチレンの取扱いがあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水質

排水の排出先である大師運河先において、全窒素及び全燐の現況が環境基準値に適合していないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染の対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 騒音

工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

カ 振動

工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

キ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

解体する既存の建築物等に石綿含有建材が使用されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ク 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ケ 地域交通（交通安全、交通混雑）

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

コ 安全

化学物質、危険物、高圧ガスの使用があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和5年	10月13日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	10月24日	条例準備書公告、縦覧開始
	12月7日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 2名、2通
令和6年	2月16日	条例見解書の受領
	2月27日	条例見解書公告、縦覧開始
	3月12日	条例見解書縦覧終了
	3月26日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付